

(様式復旧支援第1号)

## 被災地域石油製品販売業早期復旧支援補助事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 全国石油協会  
会長 持田 勲 殿

被災地域石油製品販売業早期復旧支援事業業務方法書第7条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

### 1. 申請者

- ・申請する給油所等の所有者と運用者が異なる場合は、双方記入すること。
- ・申請する給油所等の所有者と運用者が同じ場合は、「所有者」の欄に記入すること。

#### 【給油所等の所有者】

住所 (都道府県名から記入)	〒 ー		印
氏名又は名称 及び代表者名			
品確法登録番号	ー 第 号		
電話番号	担当者名		
企業形態の別	1. 中小企業者	2. 非中小企業者	

#### 【給油所等の運用者(品確法上の揮発油販売業者)】

住所 (都道府県名から記入)	〒 ー		印
氏名又は名称 及び代表者名			
品確法登録番号	ー 第 号		
電話番号	担当者名		
企業形態の別	1. 中小企業者	2. 非中小企業者	

受付印  
(石油組合用)

受付印  
(協会用)

2. 補助金の管理者等

(給油所等の所有者と運用者が異なる場合、下記の管理等について行う者を記入すること)

補助金の管理者 (補助金の受給者)	
取得設備の管理者	

- 注) ●本欄に掲げる者が、事業を廃止した場合、事業を存続できなくなった場合等にあつては、「1. 申請者」欄に記載された、他者が補助金の管理者等となることとする。  
 ●給油所の所有者と運用者の「企業形態の別」が異なる場合、上記「補助金の管理者(補助金の受給者)」の企業形態で資格要件等を区別することとする。

3. 申請給油所等

給油所の品質確保法 登録番号	一 第 号 ( )		
給油所等名称		元売系列	
給油所所在地 (都道府県名から記入)			

4. 申請事業内容

申請する設備 (該当設備に○)	計量機(POS含む)	【施工業者:】	円
		【工事見積額(税込):】	円
	防火塀・防油堤	【施工業者:】	円
		【工事見積額(税込):】	円
	土間	【施工業者:】	円
		【工事見積額(税込):】	円
	配管	【施工業者:】	円
	【工事見積額(税込):】	円	
	地下タンク	【施工業者:】	円
		【工事見積額(税込):】	円
	地上タンク	【施工業者:】	円
		【工事見積額(税込):】	円
工事費用総額 (補助金申請額)	工事費用		円
	消費税		円
	合計		円
予定工期 (既に施工済の場合は着工日を記入)	開始日: 平成 年 月 日		
	終了日: 平成 年 月 日		

一般社団法人 全国石油協会  
会 長 持 田 勲 殿

(給油所等の運用者)

住 所

氏名又は名称

) 及び代表者名

印

電 話 番 号

担当者

(給油所等の所有者)

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

電 話 番 号

担当者

## 誓 約 書

私は、被災地域石油製品販売業早期復旧支援事業業務方法書第3条第4項各号に定める下記の事項に該当いたしません。

申請日以降、補助金の交付を受けた会計年度が終了するまでの間に、この誓約書に違反することがございましたら、申請を取り下げる（既に補助金を受給している場合にあつては、直ちに補助金を返還する）ことを誓約いたします。

なお、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に従うことを承知の上申請します。

### 記

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 品質確保法の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 国が行う石油製品の試買分析において、品質確保法で定める強制規格又は標準規格について不適合があり、資源エネルギー庁又は経済産業局から当該油種の販売停止・自粛等の指示又は立入検査を受けた後も同一項目について不適合を出した者（申請の資格を有しない期間は、不適合を出した年度及び最後に不適合を出した翌年度から最初に不適合を出した年度の期間分とする）
- 五 品質確保法の規定により、経済産業大臣が揮発油の品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを指示した場合において、その指示に従わずにその旨を公表された日から2年を経過しない者

- 六 品質確保法の規定による揮発油の分析を行っていない者
- 七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく警告又は排除措置命令を受けた日、若しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき策定された不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月18日付け公正取引委員会）に基づく警告を受けた日から2年を経過しない者
- 八 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に基づく措置命令、指示、行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 九 別紙「暴力団排除に関する誓約事項（誓約書）」各号に記載されている事項に該当する者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 十一 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）に基づき策定された、総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成25年9月10日付け財務省）に基づく行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日から2年を経過しない者
- 十二 補助事業の交付の対象となる財産について、所有者又は運用する者としての権利義務を有していない者
- 十三 経営の状況又はその他の理由によって、石油製品の供給を継続すること（補助金で取得した財産の管理も含む。）が困難と認められる者、その他補助金の交付を受けて行う事業（以下「補助事業」という。）の実施において、不正又は不誠実な行為をしておそれがあると認められる者
- 十四 揮発油販売業者が法人の場合にあっては、その業務を行う役員のうち、前13号の何れかに該当する者があるもの

以上

(細則様式2)

平成 年 月 日

一般社団法人 全国石油協会  
会 長 持 田 勲 殿

(給油所等の運用者)

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

㊞

---

電 話 番 号

担当者

(給油所等の所有者)

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

㊞

---

電 話 番 号

担当者

## 取得財産等の管理・処分に関する誓約書

私は、被災地域石油製品販売業早期復旧支援事業業務方法書第21条第1項、第2項及び第4項並びに第22条第1項、第3項、及び第6項の規定に基づき、被災地域石油製品販売業早期復旧支援補助事業の利用により取得し、又は効用の増加した財産等について、下記の事項を適正に行い、万一違反したときは、直ちに補助金を返還することを誓約いたします。

### 記

- (1) 善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ります。
- (2) 取得財産管理台帳を備え、管理します。
- (3) 固定資産台帳等の写し及び取得財産管理明細表の写しを貴会に定期的に提出し、管理状況を報告します。
- (4) 処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲り渡し、交換し、貸付け、担保提供に供し、又は廃棄すること）しようとするときは、あらかじめ貴会の承認を受けることとします。
- (5) 処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、速やかに貴会に報告し、貴会の請求に応じ、補助金の確定額の合計額を限度とし、その収入の全部又は一部を返納することとします。

以上

(誓約書)

平成 年 月 日

一般社団法人 全国石油協会  
会長 持田 勲 殿

(給油所等の運用者)

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

㊞

---

電 話 番 号

担当者

(給油所等の所有者)

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

㊞

---

電 話 番 号

担当者

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以 上

(細則様式第3)

## 役員等名簿

氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
【記入例】セキユ ハナコ	石油 華子	S	30	5	30	F	株式会社ゼンコク石油	代表取締役

(注：記入例は1行目をご参照ください)

- ・ 氏名(カナ)欄及び、氏名(漢字)欄の姓と名の間1マス空けて記載。
- ・ 生年月日欄(大正はT、昭和はS、平成はH、和暦表示はアルファベット、数字はアラビア数字)
- ・ 性別欄(男性はM、女性はF)
- ・ 会社名及び役職名(個人事業主にあつては身分)を記載

また、外国人については、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを、氏名欄にはアルファベットを記載すること

※本名簿についての個人情報、本会が取扱う国庫補助金事業の交付目的以外に使用することはありません。